

令和6年第3回大衡村議会臨時会会議録 第1号

令和6年12月23日（月曜日） 午前10時00分開議

出席議員（11名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	6番 赤間しづ江	7番 文屋 裕男
8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一	10番 佐々木金彌
11番 石川 敏	12番 高橋 浩之	

欠席議員（1名）

5番 佐野 英俊

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	丸田 浩之	総 務 課 長	早坂紀美江
企 画 財 政 課 長	渡邊 愛	住 民 生 活 課 長	森田祐美子
税 務 課 長	三塚 利博	健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司
産 業 振 興 課 長	浅野 宏明	都 市 建 設 課 長	後藤 広之
学 校 教 育 課 長	佐野 克彦	社 会 教 育 課 長	堀籠 淳
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 主任 佐々木涼太郎

議事日程（第1号）

令和6年12月23日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第66号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を

改正する条例について

- 第 4 議案第 67 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 68 号 職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 69 号 大衡村会計年度任用職員ゝ給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 70 号 令和 6 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 8 議案第 71 号 令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 9 議案第 72 号 令和 6 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 10 議案第 73 号 令和 6 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 11 議案第 74 号 令和 6 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 12 議案第 75 号 令和 6 年度大衡村下水道事業会計予算の補正について
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

追加日程第 1 議案第 70 号 令和 6 年度大衡村一般会計予算の補正に対する付帯決議について

午前 10 時 00 分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。佐野英俊議員届出により欠席でございます。定足数に達しますので、これより令和 6 年第 3 回大衡村議会臨時会を開会いたします。本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、11 番石川 敏君、1 番山本信悟君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（高橋浩之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

本日ここに、令和6年第3回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては、年末で公私ともご多用にもかかわらずご出席をいただき誠にありがとうございます。

ここに、招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

まずは、今月3日から開催されました令和6年大衡村議会第4回定例会におきましては、提案いたしました案件15件全てを原案どおりご可決を賜りましたことに対し御礼申し上げます。案件に対しての様々なご意見を踏まえ、引き続き、住民福祉の向上のため村政運営に奮励してまいります。

また、12月9日には、大衡村行政報告会を開催いたしましたところ、40名ほどの方が参加していただきました。議長をはじめご参加くださいました議員の皆様には感謝を申し上げます。この行政報告会は、国道4号拡幅事業、北四番丁大衡線街路事業、第二仙台北部中核工業団地の新区画分譲開始の3件についての説明と併せて、村民の皆様からのご意見をお聞きすることを目的として、開催させていただきました。意見交換では、説明した事業についての質問のほかに、普段から行政に対して思っていることなど、貴重なご意見をいただいたところであり、村政発展につながるよい機会だったと感じた次第であります。

以上、挨拶を申し上げましたが、本臨時議会へ提案いたしました案件は10件であります。

議案第66号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正と、議案第67号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。期末手当支給率を改正するものであります。

議案第68号は、職員の給与に関する条例の一部改正で、給料表及び期末・勤勉手当支

給率を改正するものであります。

議案第69号は、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、給料表を改正するものであります。

議案第70号は、令和6年度一般会計予算に3,000万円を追加するもので、歳入につきましては繰入金増額、歳出は、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費及び教育費の増額並びに予備費を減額するものであります。

議案71号は、国民健康保険事業勘定特別会計予算に21万1,000円を追加するもので、歳入は繰入金増額、歳出は総務費及び保険事業費を増額するものであります。

議案第72号は、介護保険事業勘定特別会計予算に37万6,000円を追加するもので、歳入は繰入金増額、歳出は総務費及び地域支援事業費の増額並びに予備費を減額するものであります。

議案73号は、後期高齢者医療特別会計予算に67万円を追加するもので、歳入は繰入金増額、歳出は総務費増額であります。

議案74号は、水道事業会計予算の収益的支出の営業費用に55万4,000円増額をするものであります。

議案75号は、下水道事業会計予算の収益的収入の営業外収益増額、支出の営業費用に301万5,000円増額するものであります。

以上、議案10件を提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3 議案第66号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第3、議案第66号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） おはようございます。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第66号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

期末手当の支給率を100分の170から100分の175とするもので、0.05月分の引上げでございます。附則といたしまして、第1項の施行期日等については公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用とするもので、第2項は期末手当の内払いの規定になります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第67号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第4、議案第67号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは議案書3ページをお願いいたします。

議案第67号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

先ほどの議案第66号の改正と同様、期末手当の支給率を100分の170から100分の175とするもので、0.05月分の引上げでございます。附則といたしまして、第1項施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用とするもので、第2項は期末手当の内払いの規定になります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第68号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議案書5ページをお願いいたします。

議案第68号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

給料表及び期末・勤勉手当支給率を改定するもので、期末手当の第19条第2項一般職員についての期末手当支給率を100分の122.5から、100分の127.5とする0.05月分の引上げとし、第3項の再任用職員の支給率につきましては100分の68.75から100分の71.25となり、0.025月分引上げとするものであります。

勤勉手当につきましては6ページをお願いいたします。

第20条第2項第1号の一般職員の勤勉手当支給率を100分の102.5から100分の107.5とするもので、0.05月分の引上げとし、第2号の再任用職員の支給率につきましては、給料表の改定につきまして、100分の48.75から100分の51.25となり、0.025月分引上げるものであります。

別表第1の行政職給料表、ページ飛びまして12ページをお願いいたします。

別表第2の医療職給料表（2）は、全ての号俸について引上げされるものであります。附則といたしまして、施行期日等につきまして第1項施行日は公布の日とし、期末・勤勉手当につきましては令和6年12月1日から適用とするもので、第2項により給料表については令和6年4月1日から適用とするものであります。第3項は給与の内払い、第4項は規則への委任規定となります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声

あり)

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第69号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第6、議案第69号、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議案書22ページをお願いいたします。

議案第69号、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容は給料表の改定であります。職員の給与に関する条例を会計年度任用職員に準用することとされており、行政職給料表1級及び2級を適用しているものであります。会計年度任用職員の期末・勤勉手当につきましては、職員に準じております。

26ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日等につきまして第1項施行日は公布の日とし、令和6年4月1日から適用するものであります。第2項は給与の内払い、第3項は規則への委任規定となります。第4項につきましては職員の給与に関する条例を準用することから、給与改定の実施時期等の取扱いについての規定でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号 令和6年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第7、議案第70号、令和6年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第70号を別紙でご説明をさせていただきたいと思いますので、1ページをお開き願います。

令和6年度大衡村一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,164万6,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正についてで、第2表でご説明申し上げますので4ページをご覧くださいと思います。

債務負担行為の補正につきましては追加1件で、案件はデマンド型交通運行業務委託で、期間は令和7年度、限度額は3,400万円とするものでございます。この件につきましては、先般19日の議会全員協議会におきましてご説明をさせていただきました、デマンド型交通運行4月1日からの本格運行開始を目指して準備を進めさせていただくものでございまして、そのためのシステム導入を含みます運行業務委託費用分でございます。

概要につきましては、ご説明をさせていただきましたとおり、これまで直営にて実施しておりましたデマンド型交通の運行並びに運行管理を業務委託とさせていただくものでございまして、ポイントといたしましては、運賃につきましては引き続き初回登録料1,000円のみで無料。車両はこれまでの2台体制を3台体制とするもの。これまで18歳以上、特例措置としまして高校生の乗車を認めておりましたが、今後、4月1日以降は16歳以上であれば制限なく乗車を可能とさせていただきたいと考えているものでございます。また、これまでの電話予約に加えましてアプリによる予約を導入するものでございます。また、運行体制につきましては、ドライバー3名、オペレーター1名体制とい

たします。また、現在2時間前までとしております予約の受付の時間を撤廃するものでございます。

なお、受付時間を撤廃しますけれども、配車の時間につきましては、予約の状況で変動するものでございますので申し添えます。また現在、上り下り10便。上りにつきましては4便。7時半、9時、10時半、1時半の4便。下りにつきましては6便。11時、12時半、14時、15時、16時、17時半、計10便と定めております運行のダイヤ、時刻表を撤廃いたしまして、希望する時間帯での乗り合わせとさせていただくものでございます。

以上のことから、これまで以上に安全安心で、村民の方々の足としての利便性、使い勝手の向上が図られまして、さらには懸案でありました高校生を含む16歳以上の乗車を可能とするものでございます。

概要については以上でございますが、なお、さらに詳細を詰めまして、2月に全員協議会を開催をさせていただいて、さらにご理解を深めていただくようにご説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、補正予算案の概要につきまして、事項別明細書でご説明を申し上げますので7ページをご覧いただきたいと思います。

なお今回の補正予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴うものでございまして、人件費の増額補正がほぼほぼのものでございます。まず歳入につきましては、そのための財源としての20款2項1目財政調整基金からの繰入金でございます。

次に歳出についてご説明いたしますので、8ページからでございます。

これらにつきましても今申し上げましたとおり、各款項目とも人事院勧告に基づく給与改定による職員並びに会計年度任用職員等の1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費の補正が主でございます。

また、11ページの中段頃、3款の民生費の1項1目、社会福祉総務費の27節の繰出金につきましては、国保会計への、次ページの12ページの3目老人福祉費の27節繰出金は、介護会計並びに後期高齢会計への、それぞれこの給与改定による人件費分の繰出金となっているものでございます。

また、16ページでございますけれども、中段頃、7款土木費4項3目下水道費の18節の負担金補助及び交付金につきましても同様の理由で下水道事業への補助となっているものでございます。

なお、人件費以外の部分につきましては、説明させていただきますが、戻りまして8

ページでございます。

2款総務費の1項1目一般管理費の1節報酬と8節の旅費は、特別職給料等、審議会に係るものでございます。

また、10ページをご覧ください。

10ページの上段、2款1項10目諸費の8節旅費は、人材育成基金運営委員会の費用弁償分となっております。

次に13ページの中頃でございます。

4款衛生費の1項2目母子保健費の22節償還金利子及び割引料は、令和4年度出産子育て応援交付金の給付分の実績による返還金の確定によるものでございます。

最後に、19ページでございますが、13款1項1目予備費は財源調整分となっております。

次ページ以降は、給与費明細でございますので後ほどご確認をいただきたいと思っております。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 質問をさせていただきます。

先ほど、12月19日全員協議会において、デマンド型交通運行業務についての説明が私も受けました。長時間にわたりまして討議をさせていただきましたが、どうも詳細が不明な点が多く、調査しようにも、19日ですから、20日、21日、22日、この3日間土日入ってますから何も調査しようがございません。20日の日1日しかなくて、役場が空いている日ですけれども。私も、役場に来ていろいろお聞きをしましたが、それだけでなく、いろんなことを調査、または精査したいんですけれども、どうも土日あって何ともならないというようなことからして、詳細な調査も精査も十分することができず、賛否の判断することが困難な状況でございます。なぜそんなに急ぐのか。または議会軽視なのかというような思いをいたしました。村長の、どう考えているか、お考えもお聞きしたいと思います。

また、具体的な質問といたしましては、債務負担行為修正3,400万円は、現在のデマンド交通1,200万円の3倍でございます。積算の詳細項目または積算の根拠。特に労務単価または稼働の日数、台数、そのようなものからどのぐらいになるのかというふうな疑問がございますので、お聞きしたいと思います。

また、デマンドの利用登録条件を見ますと、何も条件がないようでございますけれども、今現在。新たな本格運行に向けましては、条件というのはあるのかどうか。また、全員協議会の中で、高校生の利用は無制限に利用できるというふうな書き方になっておりますけれども、どういうふうな無制限なのかというふうなこともお聞きしたい。全てが無償なのか。私の考えとしては、有償であるべきと考えております。全国全てにおいてはほとんどが有償でございます。その中で、例えば免許返納者については減免する、高齢者についても減免するとか、高校生についても半額にするとか、いろんなそういうふうな取決めをしている町村がほとんどではないかと思っております。どのような考えを持っているのか、併せてお伺いをしたいと思います。

議長（高橋浩之君）　まずは企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君）　まず、債務負担行為の積算の根拠でありますけれども、まずこれも資料等でご説明させていただいてるところがありますけれども、委託運転の運行管理と運転の委託料、さらにはシステムの経費との二本立てでございます。あくまで現在の参考の見積り等による積算でありますけれども、運転、運行管理の委託につきましては、月額税別で195万円、これにつきましては、オペレーター1名ドライバー3名、先ほどご説明したとおりでございます。勤務時間につきましては、これまで同様、朝の7時から夕方6時までの勤務体制となっております。それが税を含めまして12か月でありますので2,574万円となるものでございます。

それからシステム経費につきましては、792万円を見込んでおります。税込みで見込んでおりますが、こちらにつきましては、初期のシステムの導入費用として300万円、こちら税別。月額使用料35万円税別という考え方で、792万円税込みということで考えているものでございます。以上から3,400万円という金額を算出しているものでございます。

それから登録の条件でありますけれども、高校生無制限、どういうことかということではありますが、あくまで登録でありますので、高校生であっても、一般の方々のこれまでの方々同様、登録をしていただいた方が乗車できるということでもありますので、そういう意味では、登録されれば、高校生、16歳以上の方であれば、デマンド型交通に乗車が可能であるということでございます。

ご指摘のとおり、有償のところが多いわけではありますが、全国には、先日お話をいただいてからいろいろ調べておりましたところ、無償のところもあるということであ

りますので、特定の方々を優遇するといえますか、高校生、さらには身障者の方々半額なり無償というのは、おっしゃられたとおりあるわけであります。これまでの経緯といたしましても、試験運行から始まりまして、当初から村としては無償の運行を続けてきたところでありまして、いろいろ有償についても検討を進めてまいったところではありますけれども、現時点、現在の物価高騰とかいろいろな状況を鑑みまして、これからといえますか、当面は無償ということにさせていただきたいと考えておりますし、ご指摘いただきました高校生とか身障者の方々の無償とか半額を超えて、交通弱者といえますか、村民の方々に対して当面は無償ということで進めさせていただきたいと考えているものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 鈴木議員から、なぜこのくらい急ぐのか、全協から臨時会までの間、様々な、いろいろ精査する時間がなかったというお話でありますけれども、先日の全員協議会で示させていただきましたスケジュール案、こちらを見ていただけると分かりますけれども、臨時会、今日の臨時会をもって、4月1日から本格運行開始に向けて逆算しますと、この時期にやっておかなければこの事業が成り立たない、そういうふうな部分がありまして、このような形になったところでございます。

また今、詳細な説明、企画財政課長のほうからもさせましたけれども、やはり今までのデマンド2台において行った運行の状況を見ますと、ほとんどがもう交通弱者の方々だけです。そんな中で、今回本格運行しても、登録はしたものの、自分の足できちんと車の運転をできる方はほぼ乗ってない状況でありますので、これからやはり今後も、やはりこの中でやった中では、やはり交通弱者の方々がほぼ使う中で有償ということは、私は避けたいと思う思いから、今回無償という決断をしたところでございますので、ご理解をさせていただきたいと思っております。また、様々今まで本格運行まで議員の皆様からご意見をいただいたところです。そここのところを、課の中、そして係、それが、職員が本当に一生懸命この事業をするためにいろいろと勉強し、調べやったところでもあります。皆様の、やはり議員の皆様のご意見に配慮した中身だと私は思っているところでございますので、丁寧な説明を今後2月にもしたいと思っておりますので、ご理解願いたい、そのように思っているところでございます。

3番（鈴木和信君） はい。あの……

議長（高橋浩之君） はい。

3 番（鈴木和信君） 質問した詳細、要するに積算の根拠、労務単価がないので、その辺についてはお答えがないので。

議長（高橋浩之君） どこまで詳細というのかちょっと私も理解を。もう一度企画財政課長、今の答弁では十分でない判断ということですか。じゃあ、もう一度企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 先ほども申し上げましたとおり、月額委託料として195万円を、オペレーター1名とドライバー3名の計4名の体制で行うということでありまして、7時から午後6時までの勤務時間という体制は今までと変わらないということでございます。あと、申し上げましたとおり、今回の運行、予約時間を2時間前までを撤廃するということがありますし、ドライバーが、これまではドライバーの道路の知識とか、各ご家庭のことを知っているとか、そういったドライバーによる部分が多かったわけでありまして、システムの導入することによって、最短のルートなり、登録者の方々のお宅をポイントとしてシステムに登録することによって、目的地まで最短のルートなり時間で何人かを乗せていけるようなシステムということで、システム経費のほうを792万円ということで計上しておりまして、あくまで債務負担行為でありますので、これから事業者の選定等を進めてまいりますので、確定した金額ということではありませんけれども3,400万円を上限として債務負担行為を設定させていただきたいというご提案をさせていただいているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。2問目をお願いします。

3 番（鈴木和信君） 詳細説明はそれで終わり。私は詳細説明はもうちょっともらわないと、私3回しか質問できない中でそれやられると、あと、私の考えではもう答えられない、質問できなくなってしまうような気がするんだけど、そういうふうなこと……

議長（高橋浩之君） お伺いします。鈴木議員の詳細というのは、例えば時給1時間何とかだというような計算のやり方、どういうこと。

3 番（鈴木和信君） だから今、195万円、月195万円と言っていたその中身が知りたいということなんですよ。

議長（高橋浩之君） それを4人で割るという形じゃないんですか。（「195万円と設定したのは何でそう設定したかということ聞きたいんじゃないの」の声あり）

3 番（鈴木和信君） 全体のやつはこれは私ももらって結果はある、さっき言ったとおりこれを聞くところ、どこさも聞くところがないから、この内訳がどういうふうな形で1人何ぼの単価で積み上げて195万円なのかという詳細が知りたいということなんですよ。そ

ういふことの詳細を聞きたいということで、これは1問目の中身を教えてくださいと言っているんですから。（「もう少し詳しく説明してほしいということ」の声あり）そういうことです。

議長（高橋浩之君） ここで一旦休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時53分 再開

議長（高橋浩之君） 再開いたします。

先ほどの質問で鈴木議員の質問でありますけれども、内容として私の把握するのは、ドライバーの積算単価、1人の単価という形での理解、それを積算して195万円というふうなお話でございました。企画財政課長、答弁できれば答弁願います。

企画財政課長（渡邊 愛君） 大変お手数、お時間を取らせまして大変申し訳ありませんでした。

結論から申し上げますと、今後、スケジュール案で全員協議会でご説明させていただきましたとおり、プロポーザル方式によりまして、これから提案書等の提出を一般的に公募をするということでもありますので、今後のスケジュールの中の選考に支障を来すことから、その点については公表を差し控えさせていただきたいと思っておりますし、また全員協議会を開催する際にはその点についても改めてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君2問目です。

3番（鈴木和信君） 大変課長にはご迷惑をおかけしたと思っておりますけれども、基本的には、私もデマンドで3,400万円も何ぼと大金を使うわけですから、この大金というのは村民の税金でございますからね、やっぱり、本当に何さほのきちんと使われるかどうかという精査もしたいと。私も先ほどお話ししたとおり、たった3日の間で聞きたいことがたくさんあっても、どこにも聞きようがないんじゃないですか。ここで言えば最終的には、最終的に自分の整理が不十分で大変ご迷惑をおかけをしたとは思いますが、私は基本的には、デマンド交通については、最初宮城交通でそれぞれ路線で走っておったのが、万葉バスに替わって、それでデマンドに替わって、今一生懸命村民の要望に応じてやっただいてると思うんです。だけれども、今回見ますと、要望がもう何でもかんでも受け入れるような格好になりますと、みんなただでいつでも乗せる何だとなっ

ていったら、これは極端な話すれば、登録も何も要件ございませんので、16歳以上みんな登録してしまえば自分の足替わりに使えるということで、本来の公共交通の目的から外れるのではないかと思います。（「弱者だと、弱者」の声あり）だから、いや違うの、弱者だけだったらばいいんです。そうしたらば、申込書に弱者ってあればいいんですけれども、健全者が乗って駄目だということどこにも書かれてないでねすかと。ですから、最終的にはデマンドに乗る申込みをするときに、要件はないんですかということをお聞きしてるわけですよ。誰でもいつでも、通勤にも使えます通学にも使えますってみんなそういうふうになってしまったら、単なるアッシー君じゃないんですか。行政はアッシー君であってはいけない。先ほどお話が、やじが飛んでますけれども、弱者の人たちを乗せるということが基本じゃないかと思いますので、その辺どういうふうに考えてやっていくかということもですね、きちんと精査しなきゃいけないのではないですかということでございます。

時間がないから、いろいろありますけれども、（「簡潔に」の声あり）いや、簡潔に一生懸命しゃべってるつもりなんですけれども、私の頭の中では簡潔にしゃべってるつもりでございましてお許しをいただきたいと思います。公共交通機関の原則、今一度検討いただきたいということが一つと、あとは先ほどもお話をしましたが、村民の税金であるということで、有効、有意義に使っていただくようなそういうふうな事に期待をこのデマンドにはしたいと思います。その辺のお考えを村長にお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 鈴木議員から今、要件がないのか公共交通は。有償じゃなく無償にすることで、誰でも使えるようになってしまい、乗れる人が乗れなかったりとかそういうことも起こるのではないかとかですね。あと、税金であるので有効に使ってほしいというお話でございました。

私は大衡村の村民の方々、それだけ、べらぼうに使うような方々はいないと思います。私はそう信じていきたい。今までも様々のこと、給食の無償化だとか、それぞれ65歳以上のインフルエンザの無償とかね、様々なことを歴代の方々、首長の方々もやってまいりました。やはり、本当にこのデマンドを使う方っていうのは、本当に交通弱者の方々だと信じていきたいし、そのためにやはり、今回職員が本気になって、どのようにデマンド交通の要求に対して、オンデマンド、デマンドからオンデマンド交通というふうに名前を変えているわけです。それはやはり要求に応じてすぐに行けるような形にして、

使い勝手のいいものにしていこうとして一生懸命頑張ったところでございますので、今回はこのような形で進めさせていただきたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 3回目でございますので、一応、村長なり、担当課のほうで考えていることについては理解をいたしますが、私の考えとしまして、別にデマンドが駄目だと言ってるわけではなくて、適正に利用していただきたいというふうな思いでございますので、なおその辺を理解していただいて、村長今答弁したけれども、そんな悪い人いないという話ですけれども、誰も大衡村民は悪い人いません。万が一いっぱい乗りたいと来たとき、絶対にアッシーになるような格好にならないようなデマンド交通にさせていただくことを願って、質問を終わらせていただきます。もしご回答もう1回いただければよろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君） 村長答弁できますか。はい。

村長（小川ひろみ君） 先ほど言ったことで尽きます。

以上です。

議長（高橋浩之君） 次に、小川克也君。

4番（小川克也君） 運行業務を4月から委託していくということでございますが、運行業務、運行管理、事務業務、登録料とか登録者の管理、その辺もどちら、委託側が管理するのか村側が管理するのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） その点については、これから業者選定してから業者とも詰めなければならないところでございますので、これからどちらにするかというところは現時点でまだ決まっておりません。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 今の登録料たしか1,000円でしたか。たしか1回登録すれば、永遠と登録者、登録のなっている形になります。今後、入院する方ですか、また施設に入られる方、また亡くられる方も今後増えてくるのではないのかなと思います。またその辺の把握、管理状況、職員も大変になってくると思います。その辺含めて、先ほど鈴木議員から有料化したらどうかという話もありましたので、年度ごとに更新していくような、毎年こう登録料取っていくような形にすれば、事務作業も簡単に、簡単というのであればすけれども把握もできますので、その辺登録料、年度年度更新していく考え、その辺の

考えもどうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 登録の関係は、今の業者が決まって協議をするという話もさせていただきましたが、よくよく考えてみると、登録の管理については村でも関与しなければならないですし、当然その登録料については村のほうの雑入という形で入ってまいりますので、その部分については、方向性としては引き続き村のほうに登録を受け付けるという形になるかと思えます。今ご指摘いただいた点については、我々も担当課としても考えているところございまして、これについても現時点で毎年更新にするかという、しますともまだ申し上げる段階ではありませんけれども、実際に今300名超、超えるぐらいの登録者がありまして、実際お使いいただいている方が100名、3分の1の100名ぐらいになっております。毎月、転入転出とか、お亡くなりになったりとか、そういったことで登録者の方の変更も出てまいります。そういった確認は内部としてさせていただいているところでありますけれども、今の小川議員おっしゃられたとおり、そういった把握の仕方で、より登録者を適正に管理していくということでは、とてもよい方法だと思っておりますので、そういった点についても今後さらに検討を進めて、実際にデマンド型交通をお使いに、実際に使う方の把握に努めていきたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） その辺も、利用する方と利用されない方の何ていうんですか、明確にもできますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思えます。

また、今運行スタッフ4名いますが、その辺の、運行スタッフが来年度も意欲があって働きたいという方に対しては、どのような環境を整えているのか、考えているのか、その辺についてもお伺いしたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） これからの選考作業によりまして、どういった業者が決定するかというのはありますけれども、前提条件としまして、現在のドライバーについても、まずは採用できるかどうか、まずは業者のほうにお話をさせていただくこととしております。ただ、業者側もいろいろな選考基準等もありますので、あくまでそちらは村のほうからご紹介するという形でありまして、あとは業務を受注していただく決定した業者のほうで、内部の審査なり運転技術の確認とか、あとは教育研修等も含めて本採用という形になりますので、あくまで村としては、その方々をご紹介するということでは考

えております。

議長（高橋浩之君） 次に、細川運一君。

8番（細川運一君） スクールバスの債務負担行為の契約期間というのは3年でございますけれども、デマンド型交通が本格運行するのに当たって、なぜ1年間の債務負担行為の設定なんですか。本格運行であれば、議会の議決を経て財源的な裏打ちを持って業者選定に当たっていくと思うんですけども、業者の方々も、単年度よりは経営的に複数契約をしたほうが経営の安定性というのは図られるんじゃないかなと思うんですけども、何で本格運行なのに1年という契約期間なんですか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） その点についてはですね、全員協議会の際にもお話はいただいたところでございます。本格運行、言葉がちょっと我々から示していて何なんですけれども、本格運行という言葉がちょっと先走りしておりますで大変恐縮なんですけれども、それで今それぞれ、議員の方々からもご意見いただきましたとおり、本格運行といえども、いろいろな修正をやってみて、いろいろな問題点、多々出てくることは当然想定されているところでございます。本格運行だから完璧にすべきだと、複数年で契約すべきだというお考えは、当然理解させていただくところでありますけれども、なかなかここまで試験運行を積み重ねてまいりまして、いよいよ本格運行だということで、正直、不安の要素がないわけではありません。そういったところで、いろいろ軌道修正等も当然検討すべき点出てくるということから、3年なり5年なりという長期の期間を設定するのではなく、まずは単年、令和7年度の契約とさせていただいて、そういったまた柔軟な変更も可能であるという点から、単年度、1年の契約とさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 言葉遊びするつもり全然ございませんので、課長、また全協時の村長のご答弁をお聞きしておりますと、柔軟に、現況に合わせて需要に合わせて対応していくというようなご答弁いただいているので、その辺については理解をしたいというふうに思います。

また、この提案とは少し関係なくなつて恐縮でございますけれども、全協時に特別交付税の措置というご説明がございました。デマンド型交通については80%交付税措置されるという説明ございましたけれども、80%本当に特交に入りましたよつていう形で、

これがデマンド交通の分だよっていうふうに確認できて、80%も措置されるのであればそれに越したことはないですけども、特別交付税の財源ってというのは、変更がなければ、法的には交付税全体の6%ですか今は、6%ぐらいの計上の予算になってるんじゃないかなというふうに思います。変更、いろいろ変わってれば、勉強不足な点ありますけれども、そういう中で災害等が起きた場合、優先順位は当然そちらのほうが高いわけなので、必ずしも、80%が措置されるわけではないというふうに理解いたしますし、現況、デマンド交通で特交措置いただいている自治体も、特交じゃなくてもっと明確な財源措置を求めているというのが現状でございますので、その辺、どの程度国からの財政措置っていうものを期待していいものなのか。少し意地悪な質問になるかもしれませんが、その辺のお考えをお伺いをしたいというふうに思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） そうですね、先日のご説明の中で特別交付税の措置があるということでご説明をさせていただきましたが、細川議員おっしゃられるとおり、そういったいろいろな事情に応じて金額のほうは変動するというご様子で、ちょっとそこだけまた同じようなお話で、8割あるから導入可能だっというようなニュアンスとしてご説明を、説明を捉えていただいたんでありましたら、大変その辺はあまり大きく期待するような内容ではありませんでしたので、説明不足だったなというふうに感じているところでございます。

我々としても、担当課としても、経費の節減というところは主眼に置いておまして、先ほど鈴木議員からお話あったとおり、3倍になってるんじゃないかというのは懸念が、問題が解消はされておられません。ですけども、やはり安全安心、この前もお話しさせていただきましたとおり、直営で実施をしておりますと、私が運行管理者ということで、何かあった場合の全責任を負わなければならないということもありますし、お話ししましたとおり、デマンド型交通は今この時間も運行してるわけでありまして、いつ何があるか、これはずっと頭をよぎっているというような状況であります。決して責任を逃れるつもりではないんですけども、そういったところをたけている事業者にお任せすることによって、より安全安心で、村としても自信を持って村民の方々にご乗車いただけるものになりたいという取組の中で、今般ご提案をさせていただいているところでございます。ですので、それらの財源の手当てについては、引き続きこれからも安定的なものが確保できるように要請等もしてまいります。現在の制度の中でも活用できるものが

あれば、それは積極的に県なり国なりと、また、関係自治体、同じような事業を行っている自治体との連携、情報交換等も含めまして進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 私は特交にそんな過大な期待はいたしておりません。ただ説明として、交付税措置80%ありますよっていう、鈴木さんのお話だったなという受け止め方ですし、委託することは私は賛成です。そして、ある程度経費が増大するってこともそれは致し方ないことだというふうに思います。ただ、3,000何がしという金額が、限度額を設定、限度額とはいえその情報はオープンになってるわけですので、業者の方々にまるっきり影響を与えないというわけではないと思いますので、引き続き経費の縮小というんですか、なるべく効率的な金額で委託されるよう、引き続き努力していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 当然、安全安心は優先でありますけれども、それに合わせて同じぐらい効率的に、効果的に進めるということは、我々としても主眼として置いておりますので、その点を心がけて、さらにこの事業うまくいくようにこれからさらに一層の努力に努めてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） この前の全員協議会、そして今日の質疑、いろんな意見、出ております。出ました。やっぱりそれだけ重要な案件ということに思うんですけれども、デマンド交通、前村長の時代から試行が始まりまして、3年経過しております。今回、次年度からきちんとした形で運行に委託方式でやっていきたいと、その趣旨は理解するんですけれども、試行期間中、結構長い期間かかってます、3年間ですからね。ですので、その間にいろんな課題、そういったものを整理されて今回提案されてるんですけれども、今の直営方式から委託方式に切り替えようとする今の案ですけれども、実際、この作業に着手したのはいつからなのか。業者からいろんな意見、見積り頂戴してると思うんですけれども、そういう方向に手をつけ始めたの準備というのはいつから始まったんでしょうか。その辺私は何というんでしょうね、準備期間が少ないのではないのかなと思うんですよね。そのように感じます、今までの説明聞いてると。もうちょっと早くできなかったものかどうか。実際どうなんでしょうか、その辺の作業の流れというのは。まずその

辺からちょっと確認したいんですけども。どうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） いろいろな本格運行の取組については、私4月から企画財政課のほうの担当となりましたので、そこからはいろいろ指示をさせていただいておりました。実際に、実際のところを申し上げますと、現担当がデマンド型交通の担当となったのが10月からでございます。ですから、具体的にこのような内容で進めたいというふうに固まって、いろいろ事業者等の参考等聞き取りをして始まったのは10月以降ということでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） そうしますと、どうなんでしょう、やっぱりまだずっと2か月程度ですよ、実際問題。かなというふうに感じるんですけども、ですからやっぱり説明きちんと、まだ案そのものが固まってないこともあると思うんですよ、じゃないんでしょうかね。なかなか詳しいいろんな質問出ても、それに対する答えがまだ不確定な部分があるような感じするんですよ。ですからやっぱり、なぜ次年度4月スタートにこだわるのか。そういうふうに決定しているから、逆に言うとそれに合わせて作業スケジュールをしなくちゃならない部分もあるんじゃないのかなというふうに感ずるんですよ。やっぱりその期間中、今までもう少しそういったことを見込んでいっても、当然いろんなことが、料金の問題、利用者の問題、コースの問題いろいろあったわけですよ。それぞれこう書いてはきてますけれども、もうちょっとその辺の作業の進め方ってのをやっぱり考える必要あるんじゃないでしょうか。今なつてちょっと、中座するわけにはいかないでしょうかもしれませんけれども、やっぱり物事の進め方に一つの問題があるんじゃないかなというように感ずるんですよ。ですから、次年度4月からのスタートに向けて、やっぱり相当その辺詰めていかないと難しいことだと思います、これはどうなんでしょうか、その辺、村長の考えも伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） まずどちらからいきます。じゃあ、企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 期間の関係、それはご指摘いただいたとおり、大変短時間で実施をするということに、実施したいという形になっておまして、その点については、大変申し訳なく思っておりますが、担当として、いつまで試験運行続けるんだという思いが、皆様方からも多く寄せられておまして、当課としても、数ある懸案事項の中で最も優先すべき課題であるというふうに捉えて、何とかやっぱり、区切りとしては年度、

4月1日からスタートっていう、言った言わない、そういうふうには言ってないと、じっくり考えろということも当然ありますけれども、いつまでもずるずるというわけにもいきませんので、まずは、自分に対してもですけれども、4月1日にまず始めるんだという思いから、作業を進めさせていただいたところでございます。

検討過程に、進める過程に無理があるんじゃないか、いろいろもう少しじっくり考えるべきではないかということが、本当にそのとおりに真摯に受け止めたいと思いますが、何とかそういった形で新年度からという形で、進めさせていただきたいと考えているところでございますので、足りない点は、さらに4月に向けて一層力を上げて、馬力を上げて準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、企画財政課長が言ったことに尽きるわけでございますけれども、本当、10月からが担当になったものです。本当にすごい職員です、私本当自負できます。この職員のやった10月からよくここまでやったと私は本当に思って、プレゼンを聞いたときに本当によくやったって褒めました。やっぱりそのぐらいすごい職員です。この26ページにわたって、議員の皆さんにも、自分のやった集大成を報告させていただいた姿も見て、本当によく頑張ったなと思っておりますし、なぜ1年になったかというのも、先ほど課長が言ったように、やはり、いろいろ修正もしなきゃいけない部分も、絶対何かすればですね、ここは不具合が、これはこうしたほうがいい改善があったりとか様々なこと絶対にあるはずだ。そういうことをもって、なら1年でやってみよう。本格運行1年でやってみようというそういう思いと一緒に共感したところでありますので、課長が言ったように、本当に4月に向けてこれからも、この何か月か、今、あと3か月ですか、3か月になりますので、その中で詰めていき、あと業者を選考し、そして、やはりその中で本格運行に向けてやってまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今村長が、担当職員がこの短期間でこのような案を作成に至ったということで努力したっていうお話されましたけれども、我々の立場としては、職員の努力は努力、それは理解いたします。制度、政策として、利用者、住民の方々にとってどのような制度、政策であるかというやっぱり基準で判断する必要があると思っております。ですから、職員の努力、仕事の内容っていうのは、それは内部の庁内の話だと思います、そ

ういう話は。ですから、来年の4月に向けて、きちんと住民の皆さんにとってよりよい制度、政策あるいは予算、金額の面でもだと思えます。そういうデマンド型交通に制度設計をしていただきたいというふうに感じます。期間そんなにないと思えますけれども、それまで3か月、中身としてはないでしょう、そのくらい。当然、募集していくわけですから業者の。そんな時間はないと思えますが、そういう形で、内容的にもっときちんと募集要項がある程度まとまった段階で、やっぱり改めて全員協議会なりで説明を再度やっぱりする必要があるのではないかなという感じます。先ほど課長そういう説明もしましたけれども、そういう方向でやっていって、いろんな問題ありましたけれども、ありますけれどもまだ。そういう方向で進めていただければというふうに感じます。最後の質問とします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 今お話しいただいたとおり、スケジュール的には大変タイトになっております。ただ試験運行期間中に、利用者の方々からの声としましては、やはり常任委員会等でも出ましたとおり、高校生でも使えるようにしてほしいというような意見、さらには2時間前までの予約変更受付ということで、急な予定の変更があった場合に使いづらいと。今変えたいってもまた2時間待たなきゃいけないとかですね、そういったことになってまいっております。あとはダイヤに予定を合わせる必要があるために使いにくいというようなことで、ダイヤどおりにしか乗れない。あとは指定目的地をもっと増やしてほしいというような意見が多数寄せられていたところがございます。それらを、住民の方々から試験運行期間中に寄せられた声をできるだけ可能にさせていただく今回の業務委託ということで、安全安心な中でそういった声にも応えていくと、そういう課題に、応えていくためのものということで、できる限り要望に応えながら、4月1日からの運行開始をさせていただきたいということでもありますので、今お話しいただきましたとおり、今後さらに、検討、解決していく部分につきましては、皆様方にまた詳細についてご説明をさせていただくことを約束させていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋浩之君） 次に、早坂美華さん。

2番（早坂美華君） こども園の送迎は今デマンド型交通の方々が行ってくださっていますが、新年度からはどのような形になるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 今こども園の送迎については、デマンド型のやっているということでもありますけれども、あくまでこども園の送迎につきましては、デマンド型車両、車とドライバーを用いてその空き時間にこども園の運行をしているということでございます。当然、本格運行4月1日からの運行ということでもあります、そういった空き時間というような形の考え方がなくなりまして、随時、いつも待機というような形になるか、あとは運行してるという形になりますので、こども園の送迎については、デマンド型交通の中では範疇では考えていないというところでございます、これらにつきましても、こども園側と現在調整を進めさせていただいているところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 現在、こども園側と協議させていただいてることなんですが、それはどちらの、こども園側で送迎をしてくださる方向でいってるのか、村側でやはり今後も何とかしてやってくださいという方向で進んでるのかお聞きします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） デマンド絡みということでもありますのでお答えさせていただいておりますが、所管としてはまた別なところとなるかと思っておりますけれども、こういった形になるか、その点も含めて今検討を進めているところでございます。ただ、本来はこども園側で用意するべきものであるかと思っておりますけれども、先ほど来出てきております4月1日からの運行ということで、急に3か月後から変わるということでもありますので、その辺については、いろいろな協議の中で両方で検討していきたいと考えているところでございまして、現時点でどういうふうに決まっているということではなくて、今協議をしているというところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 今後子供たちで使ってる方も少ないとは、二、三人だとは思いますが、その子供たちが困らないようにしていただきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今企画財政課長が答えたところに尽きるわけですがけれども、もともと、幼稚園、大衡幼稚園からこども園になったときの成り立ち、様々なことがこれが今現在にこのような形になっている、保護者負担にならないような形になってほしいという形から、今の現在の形になっているということ踏まえながら、今後、やはりこども園側と協議をした上で、最適な方法、そしてどのような形がいいものなのか、あと幼稚園は

もうどこの幼稚園でも親が選べる世の中になっておりますので、送迎をきちんとやっている幼稚園を選ぶのも一つだと思いますし、これから、そのあたりも様々説明をしながら、保護者の方々への説明、そして園側との協議をしながらやってまいりたい、そのように思っているところです。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。山本信悟君。

1 番（山本信悟君） いろんな議論が出ておりました。6名の議員から、本当に、デマンド、必要性は十分理解しております。今日の意見を、4月1日に向けた対応、対策、一人一人の意見が、いい意見が出ています。財政面、子供のこと、弱者、そういった面を加味しながら本格運行に努めていただきたいという話で終わりたいと思います、私は。

議長（高橋浩之君） 答弁要りますか。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 今お話しいただいたとおり、とても大衡村としても大きな問題、大きな関心を持つてる事業だということを再認識させていただいたところでございます。これまで出ましたご意見等を含めて、先ほど申し上げましたとおり4月1日の運行に向けまして、それらを検討といいますか、解決なり、答えを出させていただきながら、よりよいものにしてまいりたいと考えておりますので、これからもどうぞよろしく願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 次、遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 1点だけ。今回このデマンド交通によって、マイクロバス、10人乗り増便になるわけですね。その中でタクシー料金についてだけ、どのように考えているかをお聞きします。

議長（高橋浩之君） タクシー。ちょっと議題、すみません、ちょっと遠藤議員の今の質問、議題外と。遠藤議員、ただいまのは議題外という形で、デマンド交通とタクシーは……

9 番（遠藤昌一君） デマンド交通始まるんだから、今までのタクシー料金はどうするか確認、それだけ。

村長（小川ひろみ君） じゃあ私答えます。

議長（高橋浩之君） じゃあそれだけ答弁、村長。

村長（小川ひろみ君） タクシー券につきましては、そのまま、現状のままで進めさせていただきたい、事業を進めてまいります。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

3 番（鈴木和信君） 議長。

議長（高橋浩之君） 何ですか。

3 番（鈴木和信君） 動議を提出します。

議長（高橋浩之君） 何の動議ですか。

3 番（鈴木和信君） 議案第70号、令和6年度大衡村一般会計の予算の補正に対する付帯決議の動議です。

議長（高橋浩之君） ただいま、鈴木和信君から、議案第70号、令和6年度大衡村一般会計予算の補正に対する付帯決議の動議が提出されました。

この動議には1人以上の賛成が必要です。ほかに賛成者ありますか。（「賛成」の声あり）

細川運一君、石川 敏君の賛成者がいますので、この動議は成立しました。

暫時休憩します。

午前11時35分 休 憩

午前11時44分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋浩之君） ただいま提出された動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第70号、令和6年度大衡村一般会計予算の補正に対する付帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1とし直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数です。起立多数であります。よって、本動議を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることは可決されました。

追加日程は配付のとおりです。

追加日程第1 議案第70号 令和6年度大衡村一般会計予算の補正に対する付帯決議について

議長（高橋浩之君） 追加日程第1、議案第70号、令和6年度大衡村一般会計予算の補正に対する付帯決議についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君発言願います。

3番（鈴木和信君） 議案第70号、令和6年度大衡村一般会計予算の補正に対する付帯決議。

令和6年度大衡村一般会計補正予算第4号中第2条債務負担行為の補正については、デマンド型交通運行業務の制度設計内容がまだ十分でないため、下記の事項について詳細を改めて議会に説明をすべく、付帯決議をするものである。

- 1、令和3年度からの試行期間における運行実績。
- 2、試行の事業評価、課題と具体的な改善策。
- 3、本格運行の業務委託計画の詳細内容。
- 4、高校生利用時の運行案。
- 5、村と委託先の役割、責任の所在はどうなるのか。

以上。

議長（高橋浩之君） これより質疑に入ります。

なお、質疑は提案者に向けられたものでございます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。質疑を終結、これより討論を行います。まず、本動議に反対者の発言を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）

討論を終結しこれより採決いたします。

この採決は起立採決によって行います。

議案第70号、令和6年度大衡村一般会計予算の補正に対する付帯決議についての件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。したがって、本動議は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号 令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第8、議案第71号、令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第71号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,261万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。5款1項1目一般会計繰入金21万1,000円の増。人件費の増額に伴い繰入金を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費18万9,000円の増。人事院勧告による職員1名分の増額でございます。4款1項1目保健衛生普及費2万2,000円の増。こちらも人事院勧告による会計年度任用職員1名分の増額でございます。

次のページは給与費明細書でございますので、ご覧いただければと存じます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第72号 令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第9、議案第72号、令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第72号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第72号別紙、令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。

第1条は予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,734万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。7款1項2目その他一般会計繰入金37万6,000円の増。職員の人件費増額に伴う繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費及び3款2項1目一般介護予防事業費の増は、人事院勧告に伴う職員給与、手当、共済費の不足額の計上でございます。

8ページをお開き願います。

7款1項1目予備費は財源調整でございます。

9ページ、10ページの給与費明細書は後ほどご確認いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声

あり)

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第73号 令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第10、議案第73号、令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第73号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,605万9,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款1項1目事務費繰入金67万円の増。人件費の増額に伴い、繰入金を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費67万円の増。人事院勧告による職員1名分の増額でございます。

次のページは給与費明細書でございますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第74号 令和6年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第11、議案第74号、令和6年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは議案第74号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和6年度大衡村水道事業会計補正予算（第3号）です。

第1条は総則についてで、令和6年度大衡村水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条は収益的支出について定めたもので、令和6年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収益的支出の第1款水道事業費用2億3,818万円に55万4,000円を追加し、2億3,873万4,000円とするものでございます。

内容につきまして予算説明書でご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

収益的支出の1款1項4目総係費55万4,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正と、住居手当、通勤手当の補正となっております。

次のページにつきましては、給与費明細書を載せておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第75号 令和6年度大衡村下水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第12、議案第75号、令和6年度大衡村下水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは議案第75号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和6年度大衡村下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条は総則についてで、令和6年度大衡村下水道事業会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出について定めたもので、令和6年度大衡村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入第1款下水道事業収益並びに支出の第1款下水道事業費用の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ301万5,000円を追加し3億5,793万3,000円とするものでございます。

内容につきまして予算説明書でご説明を申し上げます。3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入の第1款2項2目他会計補助金301万5,000円の増につきましては、一般会計からの補助金となっております。支出の1款1項1目管渠費261万円の増につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正と、新規採用職員配置に伴う補正並びに時間外手当の補正となっております。

次のページをお願いいたします。

2目浄化槽費40万5,000円の増につきましては、給与費改定に伴う人件費の補正となっております。

次のページに給与費明細書を掲載しておりますので後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声

あり)

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第3回大衡村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後0時00分 閉 会